桶川市後援及び市長賞交付取扱要綱

(平成17年6月13日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市が後援及び市長賞を交付する場合における取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 後援 市が団体、地区等を単位とした主催者の事業の趣旨に賛同し、 名義貸与の協力を行うことをいう。
 - (2) 市長賞 団体、地区等を単位としてコンクール形式で行われるもの の成績優秀者に対して、賞状、トロフィー、盾等を贈呈することをい う。

(対象となる事業)

- 第3条 後援及び市長賞の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市のイメージを高め、市政の発展に寄与すると認められるもの
 - (2) 教育、文化及びスポーツの向上、教養、健康及び経済の増進、並びに環境保全に寄与すると認められるもの
 - (3) その他市の発展向上に寄与すると認められるもの
- 2 前項に掲げるほか、後援及び市長賞の交付の対象となる事業は、次に 掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 政治的目的を有する事業又は政治団体が主催する事業でないこと
 - (2) 宗教的目的を有する事業又は宗教団体が主催する事業でないこと
 - (3) 営利を目的とする事業でないこと
 - (4) 参加者が特に少ない事業でないこと
 - (5) 参加者から入場料及び参加料等を徴収する事業にあっては、徴収額

及び目的が適正かつ明確であること

- (6) 公序良俗に反し、又はその恐れがあると認められる事業でないこと
- (7) その他後援又は市長賞の交付を行うことが不適当であると認められる事業でないこと

(後援及び市長賞の申請)

- 第4条 後援を受けようとする者は、様式第1号の桶川市後援申請書(様式第1号の申請書にある記載要件が記入されているもの)を、市長賞の交付を受けようとする者は、様式第2号の申請書(様式第2号の申請書にある記載要件が記入されているもの)をそれぞれ市長に提出しなければならない。
- 2 後援及び市長賞を受けようとする事業が入場料、出品料等を徴収する ものにあっては、その事業の収支予算書を前項の申請書に添付しなけれ ばならない。この場合において、事業終了は速やかに収支決算書を提出 しなければならない。

(後援の許可決定通知)

第5条 市長は前条第1項に規定する後援申請があったときは、速やかに その内容を審査し、可否を決定して、様式第3号の桶川市後援許可書に より通知する。

(市長賞の交付)

第6条 第4条第1項に規定する市長賞の申請のあったときは、速やかに その内容を審査し、可否を決定して、適当と認めたときは市長賞を交付 する。この場合において、市長賞の交付数は、申請のあった事業1件に ついて1個とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでな い。

(許可の条件)

- 第7条 後援の許可にあたっては、原則として次の条件を付すものとする。
 - (1) 市職員の派遣は行わないこと。

(2) 市費援助は行わないこと。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

桶川市長

 の名称	体等	す 団	者	催	主
の氏名	表者	代	對)	申請者	(
は所在地	三所 又に	住			
番号	話 話	電			

桶川市後援申請書

下記の事業について、桶川市の後援を受けたいので申請します。

記

1	事 業 名				
2	目的・趣旨				
3	開催年月日	年	月	日	
4	開催場所				
5	参加対象者及び参加者数			人	
6	入場料又は出品料			円	
7	表彰年月日	年	月	日	
8	その他特記事項				

※ 入場料又は出品料を徴収するものにあっては、事業の収支予算書を添付して ください。

また、事業終了後は、速やかに収支決算書を提出してください。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

桶川市長

主 催 者	団体等の名称
(申請者)	代表者の氏名
	住所又は所在地
	電 話 番 号

桶川市長賞交付申請書

下記の事業について、桶川市長賞の交付を受けたいので申請します。

記

1	事 業 名			
2	目的・趣旨			
3	開催年月日	年	月	日
4	開催場所			
5	参加対象者及び参加者数			人
6	入場料又は出品料			円
7	表彰年月日	年	月	日
8	その他特記事項			

※ 入場料又は出品料を徴収するものにあっては、事業の収支予算書を添付して ください。

また、事業終了後は、速やかに収支決算書を提出してください。

様式第3号(第5条関係)

 桶
 第
 号

 年
 月
 日

様

桶川市長

桶川市後援許可書

年 月 日付けで後援申請のあった下記の件について、申請のと おり許可します。

記

1	事 業 名				
2	開催年月日	年	月	日	
3	開催場所				
4	その他特記事項				

※ 事業終了後は、速やかに収支決算書を提出してください。

なお、後援の許可にあたっては、原則として市職員の派遣及び市費援助は行えません。